二　パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であって、最高使用圧力一メガパスカル未満のものに係る作業については、ガス事業法第二十六条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者	
三　［略］	［略］
九～十七　［略］	

2～4　［略］

第四十六条　法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

災害、事故その他の事象	時期	項目
一～九　［略］	［略］	［略］
九の二　水銀排出施設から大気汚染防止法第十八条の二十七の排出基準（以下この号において単に「排出基準」という。）に適合しない水銀等を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	大気汚染防止法施行規則第十六条の十九第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに	排出の状況 排出の状況及び講じた措置の詳細
十～二十四　［略］	［略］	［略］

2　前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

事項	時期	項目
一～四　［略］	［略］	［略］

二　パイプライン（天然ガスのみを流送するものに限る。）及びその附属設備であって、最高使用圧力一メガパスカル未満のものに係る作業については、ガス事業法第三十二条第一項の甲種ガス主任技術者免状若しくは乙種ガス主任技術者免状の交付を受けている者又は高圧ガス保安法第二十九条第一項の甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状若しくは丙種化学責任者免状若しくは甲種機械責任者免状若しくは乙種機械責任者免状の交付を受けている者	
三　［略］	［略］
九～十七　［略］	

2～4　［略］

第四十六条　法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

災害、事故その他の事象	時期	項目
一～九　［略］	［略］	［略］
九の二　水銀排出施設から大気汚染防止法第十八条の二十二の排出基準（以下この号において単に「排出基準」という。）に適合しない水銀等を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	大気汚染防止法施行規則第十六条の二第三号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに	排出の状況 排出の状況及び講じた措置の詳細
十～二十四　［略］	［略］	［略］

2　前項のほか、法第四十一条第二項の規定による報告は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下欄に掲げる項目について行うものとする。

事項	時期	項目
一～四　［略］	［略］	［略］